

第48期定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月22日（火曜日）午前10時

場所

京都市南区久世殿城町555番地
当社本社6階会議室

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件
- 第6号議案 取締役の報酬額改定の件

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場につきましては慎重にご検討いただき、可能な限り書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使をお願い申し上げます。本総会にご出席される株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

目次

第48期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
（添付書類）	
事業報告	15
連結計算書類	38
計算書類	40
監査報告書	42
ご参考（トピックス）	49

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、誠に有難うございます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月21日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使に際しましては、3頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2021年6月22日（火曜日）午前10時
2	場 所	京都市南区久世殿城町555番地 当社本社6階会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3	目的事項	<p>報 告 事 項 (1) 第48期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>(2) 第48期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p>決 議 事 項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 会計監査人選任の件 第6号議案 取締役の報酬額改定の件</p>

以 上

議決権行使のご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

開催日時 2021年6月22日（火曜日）午前10時

場所 京都市南区久世殿城町555番地 当社本社 6階会議室



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月21日（月曜日）午後5時



電磁的方法（インターネット等）で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月21日（月曜日）午後5時

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- （1）書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- （2）インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社「ICJ」が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ype.co.jp>）に掲載させていただきます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」、「株主資本等変動計算書」及び「重要な会計方針及びその他の注記」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ype.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」、「株主資本等変動計算書」及び「重要な会計方針及びその他の注記」は監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。

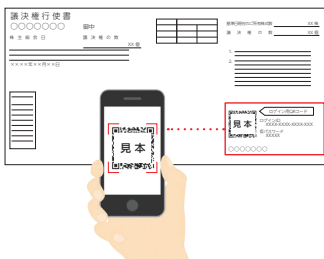


インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

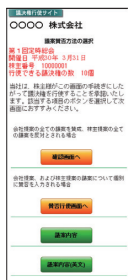
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

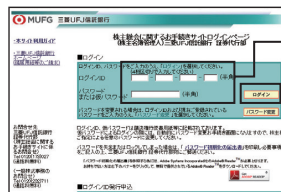
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

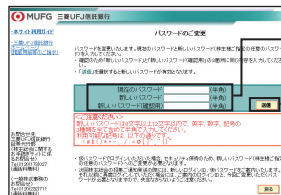
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 今後の更なる経営基盤の強化及びコーポレートガバナンスの一層の拡充・強化を図るため、現行定款第18条の取締役の員数を10名以内から15名以内に変更するものであります。
- (2) その他、現行定款第29条第3項について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は <u>15</u> 名以内とする。
(監査役の任期) 第29条 (条文省略) <ol style="list-style-type: none"> 2. (条文省略) 3. 会社法第329条第<u>2</u>項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>終結</u>の時までとする。 4. (条文省略) 	(監査役の任期) 第29条 (現行どおり) <ol style="list-style-type: none"> 2. (現行どおり) 3. 会社法第329条第<u>3</u>項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 4. (現行どおり)

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、2名減員し取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位	担当及び重要な兼職の状況
1	小谷 高代	再任	取締役副社長	開発本部責任者
2	北川 康史	再任	専務取締役	製造本部責任者
3	稲野 智宏	再任	取締役	営業本部責任者
4	福井 理仁	再任	取締役	経営管理部責任者
5	小田 康太	再任	取締役	総務部責任者
6	西口 泰夫	再任 社外 独立役員	取締役	山田コンサルティンググループ(株) 取締役会長
7	松久 寛	再任 社外 独立役員	取締役	京都大学名誉教授
8	中山 礼子	再任 社外 独立役員	取締役	(株)ラックランド 取締役（監査等委員） (株)マンダム 社外取締役

候補者
番号

1

こたに たかよ
小谷 高代
(戸籍上の氏名 おだたかよ
小田高代)
(1977年8月26日生)



所有する当社株式の数
1,872,532株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年 4月 当社入社
2008年10月 当社開発本部研究開発課責任者
2009年 4月 当社開発本部研究開発部責任者
2019年 4月 当社執行役員開発本部研究開発部責任者
2019年 6月 当社執行役員開発本部責任者
2020年 6月 当社常務取締役開発本部責任者
2020年10月 当社取締役副社長兼開発本部責任者（現任）

再任

選任理由

研究開発、開発戦略推進や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しており、ロボット技術開発において日本機械学会賞を受賞する等社会的にも功績が認められています。また、2020年10月からは取締役副社長として、当社の持続的成長に向けた経営戦略の立案や、組織体制の強化にリーダーシップを発揮しております。引き続き、取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

きたがわ やすし
北川 康史
(1958年8月12日生)



所有する当社株式の数
4,800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年 9月 当社入社
2007年11月 当社製造本部副責任者
2008年 4月 当社製造本部副責任者兼品質保証部責任者
2009年 4月 当社執行役員製造本部副責任者兼品質保証部責任者
2009年 8月 当社執行役員製造本部責任者兼品質保証部責任者
2010年 6月 当社取締役製造本部責任者兼品質保証部責任者
2013年 6月 当社常務取締役製造本部責任者兼品質保証部責任者
2017年 6月 当社専務取締役製造本部責任者兼品質保証部責任者
2020年 7月 当社専務取締役製造本部責任者（現任）

再任

選任理由

製造等の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。引き続き、取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

いな の ともひろ
稲野 智宏
(1962年12月13日生)



所有する当社株式の数
3,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 6月 当社入社
2003年 8月 有信精機貿易（深圳）有限公司総経理
2008年 4月 中国現地統括部責任者兼有信精機貿易（深圳）有限公司責任者
2009年 7月 当社営業本部責任者付
2010年 2月 当社営業本部副責任者
2011年 3月 当社営業本部責任者
2014年 3月 当社執行役員営業本部責任者
2017年 6月 当社取締役営業本部責任者（現任）

再任

選任理由

営業等の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。引き続き、取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

ふく い まさひと
福井 理仁
(1960年6月30日生)



所有する当社株式の数
2,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2013年10月 当社入社、内部監査室責任者
2015年 7月 当社経営管理部経理部責任者
2017年 4月 当社執行役員経営管理部責任者兼経理部責任者
2020年 4月 当社執行役員経営管理部責任者
2020年 6月 当社取締役経営管理部責任者（現任）

再任

選任理由

グループの経理・財務、情報システム統括、監査等の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。引き続き、取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

おだ こうた
小田 康太
(1978年6月10日生)



所有する当社株式の数
6,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2015年10月 当社入社、総務部責任者
2019年 4月 当社執行役員総務部責任者
2020年 6月 当社取締役総務部責任者（現任）

再任

選任理由

総務・人事、働き方改革推進、ガバナンス・コンプライアンス強化等の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。引き続き、取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

にしぐち やすお
西口 泰夫
(1943年10月9日生)



所有する当社株式の数
39,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 3月 京都セラミック(株)（現京セラ(株)）入社
1987年 6月 同社取締役
1992年 6月 同社代表取締役専務
1997年 6月 同社代表取締役副社長
1999年 6月 同社代表取締役社長
2003年 6月 同社代表取締役社長兼執行役員社長
2005年 6月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO）
2006年 4月 同社取締役相談役
2009年 6月 同社取締役相談役退任
2014年 6月 当社社外取締役（現任）
2015年 3月 (株)ソシオネクスト 代表取締役会長兼CEO
2016年 6月 山田コンサルティンググループ(株) 社外取締役
2018年 3月 (株)ソシオネクスト代表取締役会長兼CEO退任
2020年 4月 山田コンサルティンググループ(株) 取締役会長（現任）

再任 社外 独立役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

京セラ(株)の代表取締役社長・代表取締役会長等を歴任し、要職を通じて培った経営全般に亘る知識と経験を当社の経営に活かしていただくため、引き続き、社外取締役候補者いたしました。経営経験者としての専門的な知見を活かし、独立した立場から経営への助言と監督をしていただくことにより、当社取締役会の機能強化を期待しております。

候補者
番号

7

まつひさ ひろし
松久 寛
(1947年8月5日生)



所有する当社株式の数
10,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 6月 京都大学工学部精密工学科助手
1987年10月 同大学助教授
1994年 4月 同大学教授 (1995年改組により機械理工学専攻に移籍)
2012年 4月 同大学名誉教授 (現任)
2014年 6月 当社社外取締役 (現任)
2016年 6月 テクノロジーシードインキュベーション(株) 監査役
2018年 6月 同社監査役退任

再任 社外 独立役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

工学に関する学識経験者としての専門的な知見を当社の経営に活かしていただくため、引き続き、社外取締役候補者となりました。独立した立場から経営への助言と監督をしていただくことにより、当社取締役会の機能強化を期待しております。なお、松久寛氏は過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者
番号

8

なかやま れいこ
中山 礼子
(1959年4月2日生)



所有する当社株式の数
10,062株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 日本合同ファイナンス(株) (現(株)ジャフコ) 入社
1997年 1月 丸三証券(株)入社
2000年 3月 同社投資情報部長
2004年10月 同社引受部長
2008年10月 (株)リブテック 非常勤取締役
2009年 2月 同社取締役管理本部長
2013年 3月 同社取締役退任
2015年 3月 (株)ラックランド 社外取締役
2016年 3月 同社取締役 (監査等委員) (現任)
2018年 6月 当社社外取締役 (現任)
2019年 6月 (株)マンダム 社外取締役 (現任)

再任 社外 独立役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

証券会社の引受部長、事業会社の管理管掌役員、社外役員等の経験を踏まえた豊富な見識を当社の経営に活かしていただくため、引き続き、社外取締役候補者となりました。独立した立場から経営への助言と監督をしていただくことにより、当社取締役会の機能強化を期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西口泰夫氏、松久寛氏及び中山礼子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 西口泰夫氏、松久寛氏及び中山礼子氏は、現在当社の社外取締役であり、当社社外取締役としての在任期間は、西口泰夫氏及び松久寛氏は本総会終結の時をもってそれぞれ7年、中山礼子氏は本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は松久寛氏及び中山礼子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。松久寛氏及び中山礼子氏が再任された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。また、西口泰夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、西口泰夫氏が再任された場合は、独立役員とする予定であります。
5. 当社は、定款において取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。西口泰夫氏、松久寛氏及び中山礼子氏が再任された場合は、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、小谷高代氏、北川康史氏、稲野智宏氏、福井理仁氏、小田康太氏、西口泰夫氏、松久寛氏及び中山礼子氏が再任された場合は、当社と各氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償する旨の補償契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。小谷高代氏、北川康史氏、稲野智宏氏、福井理仁氏、小田康太氏、西口泰夫氏、松久寛氏及び中山礼子氏が再任された場合は、各氏は引き続きD&O保険の被保険者となる予定であります。
- なお、D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役中西吉久氏及び監査役森本教稔氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

つだ なおひろ
津田 尚廣
(1956年8月14日生)



所有する当社株式の数
- 株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1990年 4月 弁護士登録
1990年 4月 本田陸士法律事務所入所
1995年10月 なにわ橋法律事務所（現弁護士法人なにわ橋法律事務所）入所
2003年 6月 東洋シャッター(株) 社外監査役（現任）
2009年 6月 弁護士法人なにわ橋法律事務所代表社員（現任）

新任 社外 独立役員

社外監査役候補者とした理由

弁護士としての専門的知見及び豊富な企業法務の見識を当社の監査業務に活かしていただくことにより、監査機能の強化が期待されるため、社外監査役候補者いたしました。なお、津田尚廣氏は、過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 津田尚廣氏は、新任の社外監査役候補者であります。
2. 津田尚廣氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 津田尚廣氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、津田尚廣氏が選任された場合は、独立役員とする予定であります。
4. 当社は、定款において監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。津田尚廣氏が選任された場合は、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、津田尚廣氏が選任された場合は、当社と津田尚廣氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償する旨の補償契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。津田尚廣氏が選任された場合は、D&O保険の被保険者となる予定であります。
- なお、D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えるため、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

のなか てつや
野中 徹也
(1976年9月25日生)



所有する当社株式の数
- 株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2004年10月 弁護士登録
2004年10月 なにわ橋法律事務所入所（現弁護士法人なにわ橋法律事務所）（現在）

新任 社外 独立役員

補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士としての専門的知見及び見識を当社の監査業務に活かしていただくことにより、監査機能の強化が期待されるため、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、野中徹也氏は、過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 野中徹也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 野中徹也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 野中徹也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、野中徹也氏が監査役に就任された場合は、独立役員とする予定であります。
4. 当社は、定款において監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。野中徹也氏が監査役に就任された場合は、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、野中徹也氏が監査役に就任された場合は、当社と野中徹也氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償する旨の補償契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。野中徹也氏が監査役に就任された場合は、D&O保険の被保険者となる予定であります。
- なお、D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人の変更により新たな視点での監査に加えて、当社グループの主たる事業である機械製造業を営む会社の監査実績を多く有しており当社グループの事業活動に対する理解に基づく監査が期待できること及び会計監査人に必要とされる専門性・独立性・品質管理体制等を有していること等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として選任することが適当であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

名 称	太陽有限責任監査法人		
事 務 所	主たる事務所 東京都港区元赤坂一丁目2番7号		
沿 革	1971年 9月 太陽監査法人設立 1994年 10月 グラントソントンインターナショナル加盟 2006年 1月 A S G 監査法人と合併し社名を太陽 A S G 監査法人に変更 2008年 7月 有限責任監査法人への移行に伴い、社名を太陽 A S G 有限責任監査法人に変更 2012年 7月 永昌監査法人と合併 2013年 10月 霞が関監査法人と合併 2014年 10月 社名を太陽有限責任監査法人に変更 2018年 7月 優成監査法人と合併		
概 要	資 本 金	580百万円	
	構 成 人 員	代表社員・社員	84名
		特定社員	4名
		公認会計士	308名
		公認会計士試験合格者等	227名
		その他専門職	199名
		事務職員	85名
		合計（非常勤を除く）	907名
	被監査会社数	984社	

(注) 当社は、定款において会計監査人との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。太陽有限責任監査法人が選任された場合は、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2016年6月20日開催の第43期定時株主総会において、年額500,000千円以内（うち社外取締役分100,000千円以内）と決議いただき今日に至っております。

今般、今後の業績及び財務状況に応じた報酬の支給に備えるため、また、優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準を構築することを目的として、取締役の報酬額を年額700,000千円以内（うち社外取締役分100,000千円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

なお、今般の報酬額の改定は、上記の事情を勘案し見直すものであり、当社指名・報酬委員会からも、当社取締役会で決議した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（その概要は事業報告27頁に記載のとおり）にも沿うもので妥当との意見をいただいております。また、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更する予定はございません。以上より、本議案の内容は相当であると判断しております。

また、取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

売上高

18,473百万円

前期比 7.7%減

営業利益

2,522百万円

前期比 9.2%増

経常利益

2,608百万円

前期比 18.3%増

親会社株主に帰属する当期純利益

1,827百万円

前期比 19.2%増

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、企業活動は引き続き大きく制限されている中、世界経済がマイナス成長に陥る厳しい状況となっております。ワクチン接種率の増加により、景況感は改善されているものの、世界的に収束がまだ見通せず、先行き不透明な状況が継続しております。

このような状況のもと、当社グループは、顧客、取引先及び従業員の安全を第一に新型コロナウイルスの感染には十分な注意を払いつつ、引き続き世界規模での新規顧客の開拓に取り組んでまいりました。その結果、第3四半期以降受注は国内・海外ともに上向きはじめ、特に中国をはじめとするアジアの一部の国で設備投資の回復傾向が顕著であったことから、当連結会計年度における受注は前連結会計年度と比較して増加となりました。当連結会計年度の業績につきましては、北米で医療関係を中心に堅調に推移したことに加えて、中国や韓国でも医療関係を中心として販売が前期比で増加した一方で、設備投資意欲の減退により日本での取出口ポットの販売が前期比で減少いたしました。また欧州での特注機は大口の案件が少なかったこともあり、一定の売上があったものの前期比では減少となりました。その結果、連結売上高は前期比7.7%減の18,473百万円となりました。利益面につきましては、営業利益は売上高の減少はあったものの、売上総利益率の改善に加えて、経費削減に努めたこともあり、前期比9.2%増の2,522百万円となりました。経常利益は為替差益の発生により、前期比18.3%増の2,608百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比19.2%増の1,827百万円となりました。

なお、2020年6月に、主に梱包、物流現場で利用される省スペースパレタイジングロボット「P A」シリーズの販売を開始いたしました。プラスチック射出成形業界以外への拡販を目指してまいります。また、2021年3月に、大型成形機に対応する取出口ロボット「L A」シリーズの販売も開始いたしました。

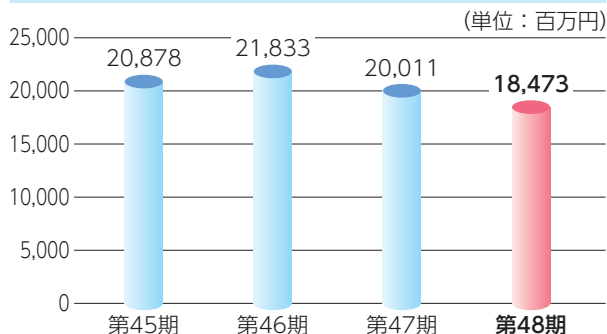
品目別連結売上高は、下記のとおりであります。

(単位：千円)

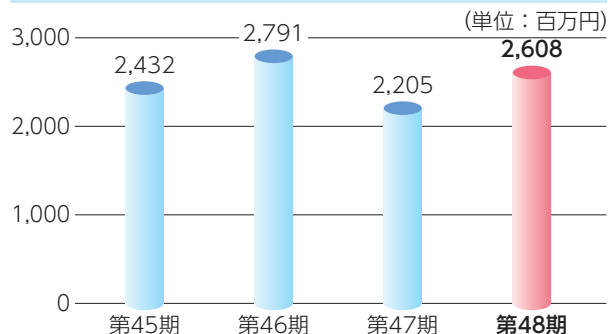
区 分	第47期 (2020年3月期)		第48期 (2021年3月期)		前期比増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
取 出 口 ボ ッ ト	12,770,127	63.8%	11,904,506	64.4%	△6.8%
特 注 機	4,056,072	20.3	3,422,063	18.5	△15.6
部品・保守サービス	3,185,499	15.9	3,147,394	17.0	△1.2
合 計	20,011,700	100.0	18,473,964	100.0	△7.7

ご参考 最近の連結業績の推移

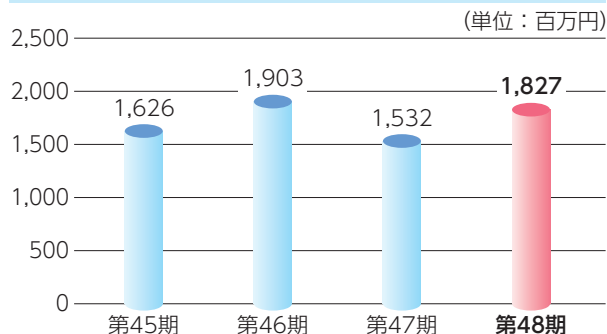
売上高



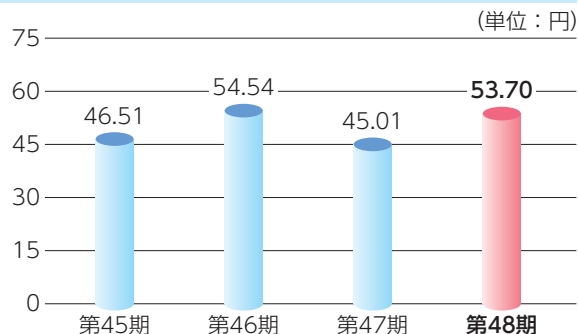
経常利益



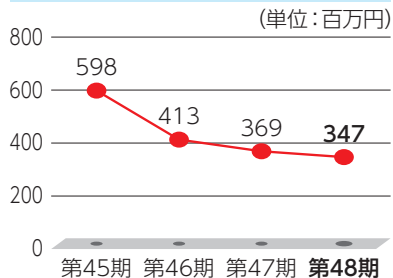
親会社株主に帰属する当期純利益



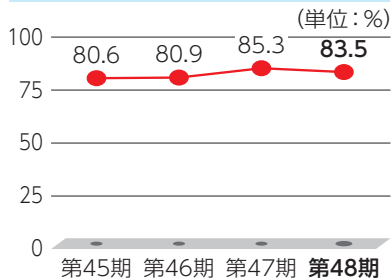
1株当たり当期純利益*



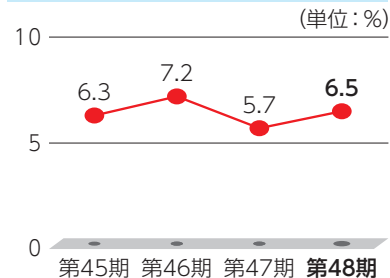
研究開発費



自己資本比率



ROE (自己資本利益率)

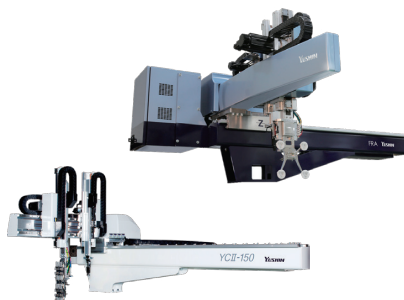
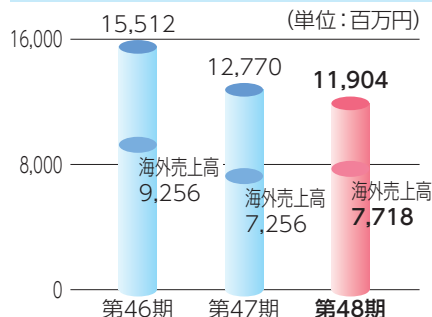


(注) 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第45期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

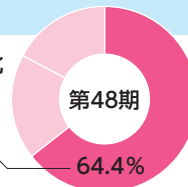
ご参考 営業の概況

品目別売上高について

取出口ロボット

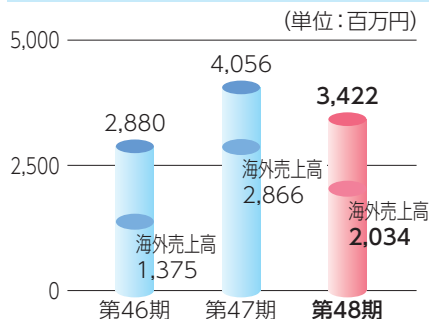


売上高構成比
取出口ロボット

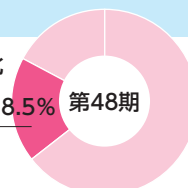


- 前期比865百万円減（6.8%減）の11,904百万円となりました。
- 設備投資の抑制により、日本を中心に販売が伸びませんでした。下期は中国等で回復がみられました。

特注機

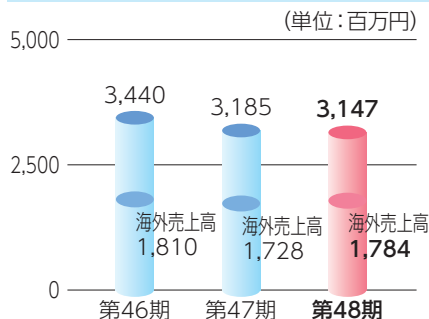


売上高構成比
特注機

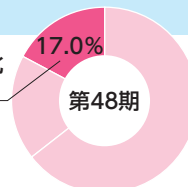


- 前期比634百万円減（15.6%減）の3,422百万円となりました。
- 医療関係の販売が伸びませんでした。

部品・保守サービス



売上高構成比
部品・保守サービス

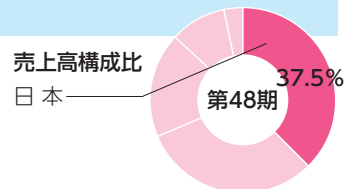
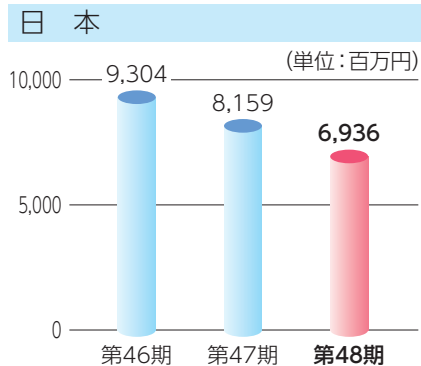


- 前期比38百万円減（1.2%減）の3,147百万円となりました。
- コロナ禍においても安定的に推移しました。

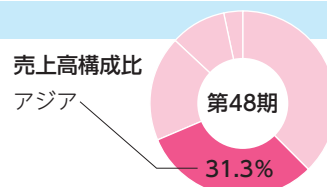
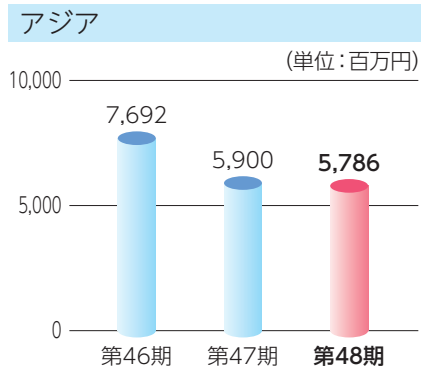
ご参考 営業の概況

地域別売上高について

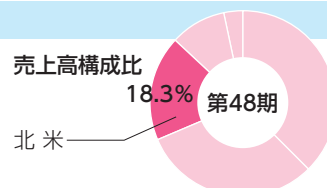
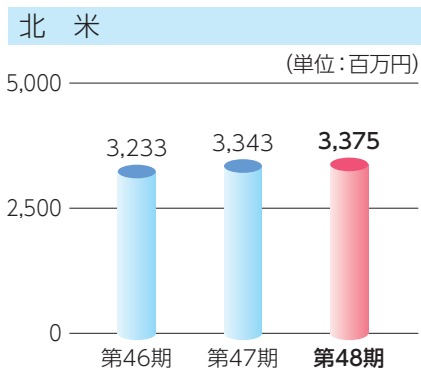
● 国内ネットワーク ● 子会社・支店・駐在員事務所 ● 総代理店



- 前期比1,223百万円減（15.0%減）の6,936百万円となりました。
- コロナ禍による設備投資の抑制があり、年間を通して低調でした。



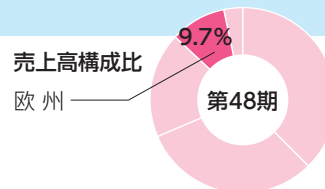
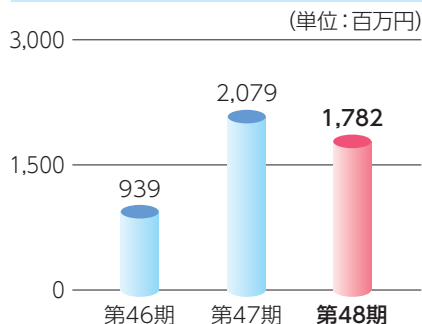
- 前期比113百万円減（1.9%減）の5,786百万円となりました。
- 上期は全般的に低調でしたが、下期は中国において急速な需要の回復がありました。



- 前期比31百万円増（0.9%増）の3,375百万円となりました。
- 自動車の落ちこみはありましたが、検査キット等医療関連で需要があり、全体として前年同水準を維持しました。

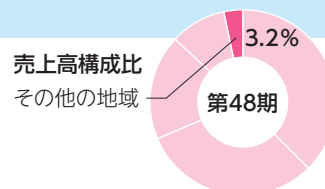
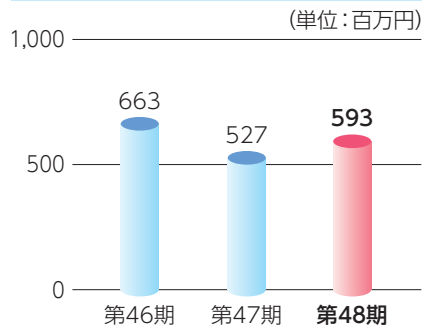
● 子会社・支店・駐在員事務所 ● 総代理店

欧州



- 前期比297百万円減（14.3%減）の1,782百万円となりました。
- 医療向け特注機の売上の期ずれにより前期より低水準となりました。

その他の地域



- 前期比65百万円増（12.4%増）の593百万円となりました。

◆中国エリアでの需要の急回復

第48期（2021年3月期）の期初は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響等により、北米や韓国を中心とした新型コロナウイルス関連需要をのぞき、全エリアにおいて設備投資需要が低迷しておりました。しかしながら、2020年秋ごろから中国エリアの幅広い業種での設備投資需要が急速に回復しております。中国においては、これまでも電子部品関連を中心としたお客様から当社ロボットに

対して高い評価をいただいておりますが、全般的な設備投資需要の回復と同時に、医療関連業界からのご注文も増えてきております。医療関連産業が急速に発展する中国において、この業界でも当社ロボット及びサービスの機能・品質への評価が高まっており、今後の成長が期待されます。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして実施いたしました当社グループの設備投資の総額は125百万円であり、その主なものは本社工場金型代14百万円等であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第45期 (2018年3月期)	第46期 (2019年3月期)	第47期 (2020年3月期)	第48期 (2021年3月期)
売 上 高 (千円)	20,878,651	21,833,399	20,011,700	18,473,964
経 常 利 益 (千円)	2,432,690	2,791,364	2,205,033	2,608,925
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	1,626,768	1,903,435	1,532,851	1,827,868
1 株当たり当期純利益 (円)	(注2) 46.51	54.54	45.01	53.70
総 資 産 (千円)	32,572,888	33,197,260	31,933,368	34,688,675
純 資 産 (千円)	26,472,034	27,117,484	27,471,961	29,199,402
1 株当たり純資産額 (円)	(注2) 750.37	783.03	800.04	850.95

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第45期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社を取り巻く外部環境につきましては、米中貿易摩擦の長期化、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大等、先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

このような環境のなか当社グループは、「世界をめざして常に革新ある技術を創造し、広く社会に貢献する」という経営理念の下、今後もビジネス環境の変化を迅速に捉え、取出口ロボット業界におけるリーディングカンパニーとして更なる発展を目指してまいります。

そのために対処すべき課題といたしましては、取出口ロボットにおいては、商品力の強化によって差別化した取出口ロボットの販売拡大、更なるグローバル営業展開の強化であります。また、新規事業分野では、複数の事業の柱を確立すべく、技術シナジーや販売シナジーを発揮できる事業分野において新商品を開発し、市場に投入していくこととあります。こうした取り組みに加えて、組織づくり、人材育成を強化し、持続的成長の実現に努めてまいります。

第49期（2022年3月期）におきましては、第48期に開発したグローバルマーケットの各地域に適した取出口ロボットの販売拡大により市場シェア向上を図るとともに、更なる商品力の強化のため、ロボット開発を一段と加速させます。

特注機では、人手不足や衛生面での配慮等により、国内外において高まる自動化ニーズを受け、引き続き販売拡大に努め、新規事業の開拓を続けてまいります。特に第48期に発売し、ユーザー層の拡大が見込まれるパレタイジングロボット「PA」シリーズの販売に注力いたします。

組織力の向上に向けては、部門間の連携強化、ITシステムの強化を進め、業務の品質・効率・スピードを高めることによって、生産性を向上させてまいります。

さらに、これまでのユーシン精機の強みや良さを継承し、新しい時代を切り開くための必要な姿勢を明確化するためにまとめた、コーポレートアイデンティティ（CI）の更なる社内浸透を進め、全社員がそれに基づいて判断・行動し、組織・人材基盤の強化やブランド価値の向上に取り組んでまいります。

危機管理につきましては、引き続き新型コロナウイルスの感染予防を徹底するとともに、防災を含めた社内体制を強化し、お客様への製品・サービス提供の維持に努めてまいります。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
Yushin Korea Co., Ltd.	大韓民国 始興市	千ウォン 350,000	100%	当社製品の販売及び合理化機械の製造・販売
有信精機商貿（上海）有限公司	中華人民共和国 上海市	千米ドル 200	100%	当社製品の販売及びアフターサービス
有信精機貿易（深圳）有限公司	中華人民共和国 広東省深圳市	千米ドル 400	100%	当社製品の販売及びアフターサービス
有信國際精機股份有限公司	台湾 台北市	千ニュー台湾ドル 5,000	100%	当社製品の販売及びアフターサービス
PT. Yushin Precision Equipment Indonesia	インドネシア ブカシ市	千インドネシアルピア 2,841,000	99%	当社製品の販売及びアフターサービス
Yushin Precision Equipment (Vietnam) Co., Ltd.	ベトナム ハノイ市	千米ドル 300	100%	当社製品の販売及びアフターサービス
Yushin Precision Equipment Sdn. Bhd.	マレーシア セランゴール州	千マレーシアリングギット 1,000	100%	当社製品の販売及びアフターサービス
Yushin Precision Equipment (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンコク市	千タイバーツ 8,000	49%	当社製品の販売及び合理化機械の製造・販売
Yushin Precision Equipment (India) Pvt. Ltd.	インド チェンナイ市	千インドルピー 17,400	97.9%	当社製品の販売及びアフターサービス
Yushin Europe GmbH	ドイツ バイエルン州	千ユーロ 25	100%	当社製品の販売及びアフターサービス
Yushin Automation Ltd.	イギリス ウスターシャー州	千イギリスポンド 150	95.6%	当社製品の販売及びアフターサービス
Yushin America, Inc.	アメリカ合衆国 ロードアイランド州	千米ドル 8	100%	当社製品の販売及び合理化機械の製造・販売
広州有信精密機械有限公司	中華人民共和国 広東省広州市	千中国元 13,742	100%	当社製品の製造

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、主としてプラスチック射出成形品の取出口ロボット及びストック装置並びに成形工場のF A (ファクトリー・オートメーション) 化システムの開発・製造・販売を主な事業内容としております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本社	京都市南区	中部統括営業所	愛知県豊川市
伏見工場	京都市伏見区	静岡営業所	静岡市駿河区
テクニカルセンター	京都市南区	名古屋西営業所	三重県桑名市
東日本統括営業所	さいたま市北区	西日本統括営業所	京都市南区
西関東営業所	神奈川県厚木市	富山営業所	富山県富山市
長野営業所	長野県塩尻市	広島営業所	広島市安佐南区
東北営業所	福島県福島市	福岡営業所	福岡市博多区
つくば営業所	茨城県つくば市	フィリピン駐在員事務所	フィリピン・マカティ市

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
681 (54) 名	8名減

(注) 従業員数は就業人員(当社への出向者を含む。)であり、パートタイマー及びアルバイトは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
(2) 発行済株式の総数 35,638,066株
(3) 株主数 4,320名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ユーシンインダストリー	11,992千株	35.2%
小田 高代	1,872	5.5
村田 美樹	1,847	5.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,660	4.9
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,514	4.4
京都中央信用金庫	1,088	3.2
小谷 眞由美	1,040	3.1
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT — CLIENT ACCOUNT	862	2.5
株式会社三菱UFJ銀行	849	2.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	830	2.4

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,602,518株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小谷 眞由美	
取締役副社長	小谷 高代	開発本部責任者
専務取締役	木村 賢	資材本部責任者
専務取締役	北川 康史	製造本部責任者
取締役	稲野 智宏	営業本部責任者
取締役	福井 理仁	経営管理部責任者
取締役	小田 康太	総務部責任者
取締役	西口 泰夫	山田コンサルティンググループ(株) 取締役会長
取締役	松久 寛	京都大学名誉教授
取締役	中山 礼子	(株)ラックランド 取締役（監査等委員） (株)マングム 社外取締役
常勤監査役	中西 吉久	
常勤監査役	野田 勝美	
常勤監査役	鎌倉 寛保	公認会計士 トラスコ中山(株) 社外監査役 (株)フジオフードグループ本社 社外監査役 シン・エナジー(株) 社外監査役
監査役	森本 教稔	

- (注) 1. 取締役西口泰夫氏、松久寛氏及び中山礼子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役鎌倉寛保氏及び森本教稔氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役鎌倉寛保氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役松久寛氏及び中山礼子氏並びに監査役鎌倉寛保氏及び森本教稔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
小谷高代	執行役員 開発本部責任者	常務取締役 開発本部責任者	2020年6月24日
	常務取締役 開発本部責任者	取締役副社長兼 開発本部責任者	2020年10月1日
北川康史	専務取締役 製造本部責任者兼 品質保証部責任者	専務取締役 製造本部責任者	2020年7月1日
福井理仁	執行役員 経営管理部責任者	取締役 経営管理部責任者	2020年6月24日
小田康太	執行役員 総務部責任者	取締役 総務部責任者	2020年6月24日
西口泰夫	山田コンサルティング グループ(株) 社外取締役	山田コンサルティング グループ(株) 取締役会長	2020年4月1日
野田勝美	システム技術部	常勤監査役	2020年6月24日

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しております。D&O保険の被保険者の範囲は、取締役、監査役、執行役員及び従業員であり、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

（2）取締役の報酬等の内容の決定方針

1. 現時点の方針

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会で審議をしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会での意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

①取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬と業績等を考慮して報酬水準を決定する業績連動報酬により構成しており、株主総会で決議された上限の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。社外取締役の報酬等は、固定報酬により構成し、業務執行に対する独立性の観点から業績連動報酬の支給は行わない方針としております。

②当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、会社の収益状況を示す財務数値となる経常利益を指標としております。

③取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

現在の当社の役員報酬制度は、固定報酬（基本報酬）と業績連動報酬で構成されており、業績連動報酬については、短期業績に基づく業績連動報酬となっております。取締役の報酬構成比率については、当社と同程度の事業規模や関連する業績・業態に属する企業の水準を踏まえたうえで設定しております。

④取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。役員賞与は、単年度の業績指標、目標達成度に応じて年1回支給するものとしております。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

取締役の報酬等の金額の決定については、取締役会の諮問機関となる、指名・報酬委員会で取締役報酬体系等について審議し、取締役会に対して答申又は意見を述べ、取締役会から一任された代表取締役社長が上記算定方針に基づき決定しております。

その権限の内容については、各取締役の基本報酬の額及び業績を踏まえた賞与の評価配分となります。指名・報酬委員会は、委員長を社外取締役西口泰夫氏とし、その他のメンバーは代表取締役社長小谷眞由美氏、取締役副社長小谷高代氏、社外取締役松久寛氏、社外取締役中山礼子氏、社外監査役鎌倉寛保氏、社外監査役森本教稔氏となります。

その他、取締役の報酬について、金銭でないものの支給は行っておりません。

2. 今後の検討

- ・今後の役員報酬制度の方針としては、客観性・透明性ある手続きに基づいた制度内容、優秀な人材を登用し、動機付け、引き留めうる報酬水準の設定に向けて、指名・報酬委員会の答申又は意見を得ながら、検討をしてまいります。
- ・また、中期経営計画の策定・実行を進めながら、当該計画の達成度や企業価値向上等に応じた中長期業績連動報酬の制度体系（現金報酬・株式報酬のあり方、基本報酬と業績連動報酬の割合など）について具体化をしてまいります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	197,888	155,088	42,800	—	7
社外取締役	16,800	16,800	—	—	3
小計	214,688	171,888	42,800	—	10
監査役 (社外監査役を除く)	21,000	21,000	—	—	2
社外監査役	9,600	9,600	—	—	2
小計	30,600	30,600	—	—	4
合計	245,288	202,488	42,800	—	14

- (注) 1. 2016年6月20日開催の第43期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額500,000千円以内（うち社外取締役分100,000千円以内）、監査役の報酬額は年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）、監査役の員数は4名です。
なお、現在当社には、使用人兼務取締役はおりません。
2. 業績連動報酬等である役員賞与に係る指標は経常利益であり、会社の収益状況を示す財務数値であることから当該指標を選択しております。業績連動報酬等の算定方法については、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案したうえで、当該指標に対して役位毎に一定の係数を乗じて決定しております。（なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は2,200,000千円であり、実績は1,972,280千円であります。）
3. 役員退職慰労引当金につきましては、2006年6月29日開催の第33期定時株主総会終結の時をもって退職慰労金制度を廃止しており、2006年7月以降新規の引当計上を行っておりません。当期末時点で在任の取締役のうち1名が、2006年6月以前に就任していた期間に応じて引当計上した金額は66,780千円であります。該当の取締役1名は2021年6月22日開催の第48期定時株主総会で退任予定であり、第49期中に全額支給される見込みです。
4. 役員の報酬等の金額の決定手続きとしては、取締役の報酬体系等について、指名・報酬委員会が審議し、取締役会に対して答申又は意見を述べ、取締役会から一任された代表取締役社長小谷眞由美氏が株主総会で決議された上限の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。委任した理由につきましては、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当職務について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会において重要な方針に関する審議を行っております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役西口泰夫氏は、山田コンサルティンググループ(株)の取締役会長であります。山田コンサルティンググループ(株)と当社の間には、特別な関係はありません。
- ・取締役松久寛氏は、京都大学の名誉教授であります。京都大学と当社の間には、特別な関係はありません。
- ・取締役中山礼子氏は、(株)ラックランドの取締役（監査等委員）及び(株)マンダムの社外取締役であります。(株)ラックランド及び(株)マンダムと当社の間には、特別な関係はありません。
- ・監査役鎌倉寛保氏は、トラスコ中山(株)、(株)フジオフードグループ本社及びシン・エナジー(株)の社外監査役であります。トラスコ中山(株)、(株)フジオフードグループ本社及びシン・エナジー(株)と当社の間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 西口泰夫	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。京セラ(株)の代表取締役社長・代表取締役会長等を歴任し、要職を通じて培った経営全般に亘る経験者としての専門的な知見を活かし、専門的な立場から経営への監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会4回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 松久 寛	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。工学に関する学識経験者としての専門的な知見を活かし、専門的かつ独立した立場から経営への監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 中山礼子	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。証券会社の引受部長、事業会社の管理管掌役員、社外役員等の豊富な経験を活かし、専門的かつ独立した立場から経営への監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

地位及び氏名	出席状況及び発言状況
監査役 鎌倉寛保	<p>当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、監査役会7回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な知見をもとに、報告事項や決議事項について疑問点等を明らかにするために質問し、意見を述べております。また、内部監査結果の検証、監査に関する意見交換、重要事項の協議等を行っており、定期的に会計監査人から会計監査の内容報告を受けるほか、経営トップとの定期的な意見交換を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回全てに出席し、適法性について意見を述べております。</p>
監査役 森本教稔	<p>当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、監査役会7回全てに出席いたしました。企業のIT・システム戦略に関する専門的な知見をもとに、報告事項や決議事項について疑問点等を明らかにするために質問し、意見を述べております。また、内部監査結果の検証、監査に関する意見交換、重要事項の協議等を行っており、定期的に会計監査人から会計監査の内容報告を受けるほか、経営トップとの定期的な意見交換を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回全てに出席し、適法性について意見を述べております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況を確認し、報酬見積りの算出根拠、算出内容について検討した結果、会計監査人の監査報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

国際業務に関する助言・指導をしております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低限度額としております。

5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社では、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制、その他会社の業務が適正に行われるための体制を構築するための基本方針として、「内部統制システム基本方針」を定めております（取締役会決議 2015年6月12日）。基本方針の要点は以下のとおりです。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守等に関する啓蒙、研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図るとともに、違反行為の通報手順を定めた「内部通報規程」を制定しております。

（2）当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び社内規程（「文書管理規程」「契約管理規程」「内部情報管理規程」「情報セキュリティに関する基本方針」「情報システム管理規程」等）により、情報の保存、管理を実行する体制としております。

（3）当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

現状考えられる損失の危険については、その重要度により委員会を設置し対応、協議する体制としております。

また、今後において当社に損失を与える事象が発生した場合は、直ちに担当役員が取締役及び監査役に報告し、役員全員で協議対応する体制としております。

（4）当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

以下により取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保しております。

- ①取締役会にて重要事項の決定、取締役の業務執行状況の監督をしております。
- ②経営会議にて取締役、執行役員、監査役との間で情報を共有しております。
- ③幹部会議、Y S M経営会議にて経営に関する重要事項の通達、状況把握、業務指導を実施しております。
- ④子会社会議の場で当社及び子会社に関連する情報を共有するとともに重要な事項については審議決定を行っております。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

内部統制システムの整備を推進するとともに、子会社については「子会社管理規程」により、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報に関する子会社から当社への定期的な報告を義務付けております。

また、重要事項については取締役会等で協議し、課題の解決を図っております。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会のほか、経営会議等の必要とされる重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社の取締役、使用人及び子会社の取締役にその説明を受けるものとしております。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役の職務を補助すべき使用人については必要に応じて監査役スタッフを置くことができます。また、監査役スタッフへの指揮命令権は監査役に属するものとしております。

(8) 監査役会または監査役等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は監査役会または監査役等へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保し、その旨周知徹底しております。

また、「内部通報規程」により当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記しております。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

(10) 反社会勢力を排除するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対して毅然とした態度で臨むとともに、これら反社会勢力には警察等の関係専門機関との情報交換及び連携を密接に行い、上記方針を社員に徹底しております。

「内部統制システム基本方針」に基づき、業務の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全を目的とした内部統制システムの運用を発展的に整備するため、「内部統制規程」及び「内部統制委員会運営規程」を制定しております。

「内部統制規程」により、取締役会及び監査役の責任範囲、役員及び社員等の遂行体制及び活動内容、評価及び報告の進め方に関する明確化を行うとともに、内部統制の整備・運用に関する基本方針を策定しております。また、「内部統制委員会運営規程」により、内部統制を円滑に推進するための委員会の体制及び任務を明確化し、活動を進めております。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度を中心に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

コンプライアンスに関する啓蒙、研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。「Yushin Organizational Knowledge Book」(Y-Book)は、組織の知識集として業務品質向上の他、服務規律の維持やコンプライアンス意識の浸透に活用しております。また、違反行為の通報手順を定めた「内部通報規程」を制定し、内部通報社外窓口の設置も実施しております。

その他、関連法令動向に関する情報提供及び社内規程（「服務規律」「契約管理規程」「内部情報管理規程」「情報セキュリティに関する基本方針」「情報システム管理規程」等）の整備、周知徹底を図っております。当事業年度は、すべての情報資産の適切な管理・運用を図るため、法令等に基づく情報資産の保護及び適切な管理の実施及び情報セキュリティ体制の整備（情報セキュリティ統括責任者の配置）等を目的として「情報セキュリティに関する基本方針」を定めております。また、契約業務に関わる基本的事項を定めることにより第三者との取引上の紛争の発生を未然に防止し、契約の適切な履行を行うことを目的として「契約管理規程」を定めております。全社の契約書の管理については、当事業年度よりシステムを利用した管理へと変更し、契約書管理に関わる業務の効率化及び業務品質の向上を図るとともに、契約書の取扱いに関するルール等、コンプライアンスに関する研修を実施しております。

その他、業務のデジタル化の拡大や文書の電子化の推進など、適切なルールのもと、業務の効率化、生産性改善につながる取り組みを強化しております。

（２）損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスク管理全般については、内部統制委員会にて協議対応しております。また、当社に損失を与える事象が発生した場合は、直ちに担当役員が取締役会及び監査役会に報告し、役員全員で協議対応を行うとともに、損失の危険性があると見込まれる事象についても、監査役による調査やヒアリングを行う等、リスク回避のための取組みも強化しております。

（３）職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

以下により取締役の職務の執行は適正かつ効率的に行われております。

- ①取締役会にて重要事項の決定、取締役の業務執行状況の監督をしております。
- ②取締役会の構成や取締役等の指名・報酬のあり方等に関する客観性、妥当性及び透明性を高め、当社グループの中長期的な成長と企業価値の向上につなげるため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。取締役・監査役候補者の選出及び取締役の報酬体系等について審議し、取締役会に対して答申または意見を述べております。
- ③取締役会の更なる機能向上を図るべく、取締役会全体の実効性の分析・評価について、社内アンケートを行い、結果の分析評価をし、改善を進めております。
- ④経営会議にて取締役、執行役員、監査役との間で重要課題等を討議し情報を共有しております。
- ⑤幹部会議等にて経営に関する重要事項の通達、状況把握、業務指導を実施しております。

（４）当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正確保のための取組みの状況

内部統制システムの整備を推進するため、2018年2月7日の取締役会において「内部統制規程」及び「内部統制委員会運営規程」を制定しております。具体的には、「内部統制規程」により、内部統制に関する取締役会及び監査役の責任範囲、役員及び社員等の遂行体制（統括、遂行実体制等）及び活動内容（方針、運用整備を進めるためのプロセス等）、評価及び報告の進め方（対象範囲、手続き、不備に対する是正措置等）に関する明確化を行うとともに、「内部統制委員会運営規程」により、内部統制を円滑に推進するための委員会の体制、任務及び活動の進め方（統括、遂行体制、活動対象範囲、教育等）について明確化を行いました。「内部統制規程」に基づき、内部統制の整備及び運用に関する基本方針とともに、評価実施のための基本計画を定め、活動を進めております。また、子会社については、子会社会議を年3回開催し、当社及び子会社に関連する情報を共有し、子会社における業務実施状況を確認しております。

(5) 監査役監査の実効性の確保

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従って監査を実施し、取締役会、経営会議、幹部会議等に出席するほか、取締役、内部監査室等からその職務の執行状況を聴取し、稟議書や契約書他重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査して、取締役の職務遂行に関する不正の行為、法令・定款に違反する行為の監視をしております。

また、監査を実施するにあたり、社外監査役である公認会計士及び企業のIT・システム戦略の専門性を活かすとともに、内部監査室等との社内の連携を図っております。その他、監査役が会社の内部統制システムに関して行う監査にあたっての基準及び行動の指針「内部統制システムに係る監査の実施基準」を策定し、実施基準に従って監査を実施しております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして事業運営にあっております。

このため、安定的な経営基盤の確保と株主資本利益率の向上に努めるとともに、各期の業績等を十分勘案した配当による利益還元を行うことを基本方針としております。具体的には、配当性向の目標を連結の親会社株主に帰属する当期純利益の30%以上としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の方針に基づき、1株当たり13円とさせていただきます。すでに実施済みの中間配当金1株当たり5円と合わせまして、年間配当は1株当たり18円となります。

連結計算書類

●連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	22,509,500
現金及び預金	11,690,730
受取手形及び売掛金	5,563,680
商品及び製品	1,007,401
仕掛品	987,869
原材料及び貯蔵品	2,987,777
未収消費税等	71,912
前払費用	122,918
その他	114,035
貸倒引当金	△36,825
固定資産	12,179,174
有形固定資産	10,531,559
建物	4,041,649
構築物	124,524
機械装置及び運搬具	116,036
工具、器具及び備品	94,997
土地	6,129,718
リース資産	2,630
建設仮勘定	22,001
無形固定資産	254,601
電話加入権	11,430
ソフトウェア	173,405
その他	69,765
投資その他の資産	1,393,012
投資有価証券	285,724
退職給付に係る資産	296,727
繰延税金資産	621,419
その他	209,365
貸倒引当金	△20,224
資産合計	34,688,675

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	5,321,953
支払手形及び買掛金	1,933,977
電子記録債務	839,221
未払金	542,158
未払費用	258,548
未払法人税等	400,497
前受金	789,464
賞与引当金	282,429
役員賞与引当金	42,800
製品保証引当金	162,715
その他	70,139
固定負債	167,319
退職給付に係る負債	87,948
繰延税金負債	35,955
その他	43,415
負債合計	5,489,273
(純資産の部)	
株主資本	28,503,594
資本金	1,985,666
資本剰余金	2,024,597
利益剰余金	25,848,552
自己株式	△1,355,222
その他の包括利益累計額	458,927
その他有価証券評価差額金	103,840
為替換算調整勘定	290,333
退職給付に係る調整累計額	64,753
非支配株主持分	236,879
純資産合計	29,199,402
負債・純資産合計	34,688,675

●連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		18,473,964
売上原価		10,598,790
売上総利益		7,875,173
販売費及び一般管理費		5,353,032
営業利益		2,522,141
営業外収益		
受取利息及び配当金	11,882	
仕入割引	6,846	
為替差益	34,653	
助成金収入	15,552	
その他	19,384	88,319
営業外費用		
売上割引	606	
その他	928	1,535
経常利益		2,608,925
特別利益		
固定資産売却益	1,964	1,964
特別損失		
固定資産除売却損	74	74
税金等調整前当期純利益		2,610,815
法人税、住民税及び事業税	744,942	
法人税等調整額	8,029	752,971
当期純利益		1,857,844
非支配株主に帰属する当期純利益		29,975
親会社株主に帰属する当期純利益		1,827,868

計算書類

●貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	17,654,094
現金及び預金	8,794,229
受取手形	1,090,504
売掛金	4,375,299
商品及び製品	345,889
仕掛品	1,959,083
原材料及び貯蔵品	792,614
前払費用	75,929
未収消費税等	71,912
その他	148,931
貸倒引当金	△300
固定資産	12,288,751
有形固定資産	9,718,895
建物	3,627,585
構築物	124,524
機械及び装置	44,920
車両運搬具	299
工具、器具及び備品	53,411
土地	5,843,521
リース資産	2,630
建設仮勘定	22,001
無形固定資産	181,043
電話加入権	11,430
ソフトウェア	169,613
投資その他の資産	2,388,812
投資有価証券	285,724
関係会社株式	873,594
関係会社出資金	297,873
繰延税金資産	562,957
その他	368,662
資産合計	29,942,846

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	3,843,529
支払手形	45,003
電子記録債務	839,221
買掛金	1,591,154
未払金	468,819
未払費用	128,020
未払法人税等	299,045
前受金	73,486
賞与引当金	275,000
役員賞与引当金	42,800
製品保証引当金	62,000
その他	18,977
固定負債	1,199
その他	1,199
負債合計	3,844,728
(純資産の部)	
株主資本	25,994,276
資本金	1,985,666
資本剰余金	2,023,903
資本準備金	2,023,903
利益剰余金	23,339,928
利益準備金	286,314
その他利益剰余金	23,053,614
配当平均積立金	1,000,000
別途積立金	8,700,000
繰越利益剰余金	13,353,614
自己株式	△1,355,222
評価・換算差額等	103,840
その他有価証券評価差額金	103,840
純資産合計	26,098,117
負債・純資産合計	29,942,846

● 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,337,772
売上原価		8,327,720
売上総利益		5,010,051
販売費及び一般管理費		3,723,889
営業利益		1,286,162
営業外収益		
受取利息	3,170	
受取配当金	639,230	
仕入割引	6,846	
為替差益	11,609	
助成金収入	15,552	
その他	10,769	687,177
営業外費用		
売上割引	606	
その他	452	1,058
経常利益		1,972,280
特別損失		
固定資産除売却損	46	
子会社株式評価損	72,115	72,162
税引前当期純利益		1,900,118
法人税、住民税及び事業税	453,216	
法人税等調整額	△23,863	429,353
当期純利益		1,470,764

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 ユーシン精機
取締役会 御中

2021年5月12日

有限責任監査法人トーマツ 京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高崎 充弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安田 秀樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユーシン精機の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユーシン精機及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 ユーシン精機
取締役会 御中

2021年5月12日

有限責任監査法人トーマツ 京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高崎 充弘 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 秀樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユーシン精機の2020年4月1日から2021年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決

定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないものと認めます。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はないものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社ユーシン精機 監査役会

常勤監査役 中 西 吉 久 ㊟

常勤監査役 野 田 勝 美 ㊟

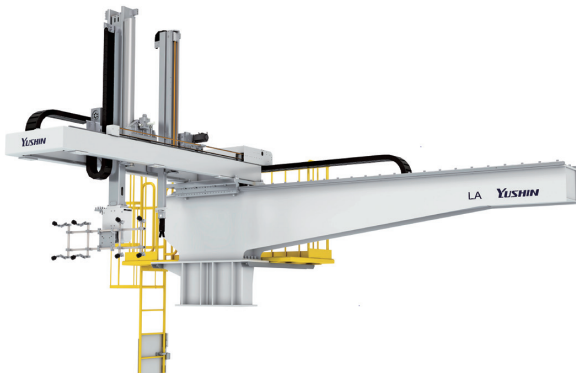
社外監査役 鎌 倉 寛 保 ㊟

社外監査役 森 本 教 稔 ㊟

以 上

ご参考（トピックス）

大型成形機対応取出口ットの発売



「LA」シリーズ

2021年3月、大型成形機対応取出口ット「LA」シリーズを発売いたしました。樹脂化が進む自動車の大型部品等の成形工程での利用が見込まれます。特長として、最適設計を駆使することにより、最も大きい横行フレームの質量を約25%削減し、軽量性と高剛性を両立いたしました。取出時間は従来機比で19%高速化しております。オプションとして、大きな成形品を把持するのに必要な大型のアタッチメントヘッドをハンドリングできる可搬質量のバリエーションや、細かい制御が可能な姿勢制御機構、各ストロークの延長などを用意いたしました。

省スペースパレタイジングロボットの発売とマーケティング

梱包や物流現場で利用されるパレタイジングロボット「PA」シリーズを2020年6月に発売いたしました。これまで当社のお客様は、プラスチック成形業界が中心でしたが、「PA」シリーズは食品工場の出荷工程などで採用され始めており、ユーザー層の多様化が期待できる商品です。発売以降、マーケットでの知名度向上のため、フードディストリビューション展（2020年10月）、ロボデックス展（2021年1月）、東京国際包装展（2021年2月）、国際物流総合展（2021年3月）といった、当社にとっては新しい業界の展示会に積極的に出展してまいりました。多くの来場者が作業環境の改善、人手不足という課題を抱えられており、いずれの展示会でも、具体的なニーズをいただくことができました。今後も、ものづくり現場でのニーズを的確にとらえ、工場の生産性アップに貢献できる商品開発を進めてまいります。



国際物流総合展の様子

ユーシン精機の組織・人財づくり

当社は、これまで築いてきた強みや良さを継承し、新しい時代を切り開くための組織・人財づくりに取り組んでおります。

ビジネス環境の変化として、高速化・高精度化、安全・安心などロボットに対するニーズの高まり、AIなどのテクノロジーが急速に進化するなかで、新たな価値を創造する革新的な製品やサービスの提供を実現することが、株主の皆様、お客様をはじめとしたステークホルダーのご期待に沿うものと認識しており、そのための組織・人財基盤の強化が重要と考えております。

その1 コーポレートアイデンティティ（CI）活動の推進

将来にわたって重視していく企業理念や目指すべき方向性を定め、更なる成長と飛躍を目指していくため、コーポレートアイデンティティ（CI）活動を進めております。

2020年4月に策定したCIカルチャーブックでは、「まず、想いにとどく」をコンセプトに、社員一人ひとりが大切にしていこうと考えや行動指針、期待される人財像を明確化いたしました。

トップマネジメントや経営幹部によるコミュニケーション、職場における対話や優良事例の共有など、グループ全体で浸透活動に取り組んでおり、こうした取組みを通じて、企業力を高め、ブランド価値の向上につなげてまいります。

その2 努力・チャレンジを奨励し、社員と組織の持続的成長を支える人事制度

CI活動と連動して、2021年2月に策定した新たな人事制度では、努力・チャレンジの奨励や、成果に対する適切な評価・処遇を掲げ、人財育成ポリシーとして、成長のステージに応じて支援するための教育制度の充実や、仕事のやりがい・働きやすさの向上に向けた環境づくりを推進することとしております。

それぞれの職務に期待されることを、成果責任、人財育成・成長、風土醸成といった観点で見直し、適材適所の任用・配置を行っていくとともに、メリハリのある人事処遇を図ってまいります。

株主総会会場ご案内図

場所

京都市南区久世殿城町555番地
当社本社6階会議室
電話 075 (933) 9555 (代表)



公共交通機関

- ① JR京都線 向日町駅よりタクシーで約5分
西大路駅より市バス特13号(久我石原町行)久世殿城町下車 所要時間約20分
桂川駅より市バス南1号(竹田駅西口行)久世殿城町下車 所要時間約15分
- ② 阪急京都線 東向日駅よりタクシーで約6分
桂駅東口より市バス南1号(竹田駅西口行)久世殿城町下車 所要時間約30分
- ③ 近鉄電車・京都市営地下鉄 竹田駅西口より市バス南1号(桂駅東口行)
久世殿城町下車 所要時間約30分

駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承のほどお願い申し上げます。
昨年より新型コロナウイルス感染拡大防止のため、送迎バスの運行及び株主総会終了後の工場見学会につきましては、実施を取り止めさせていただいております。ご了承のほどお願い申し上げます。